

サービス・センターやムスリム専門家協会(Association of Muslim Professionals)などの民間ボランティアが、裁判手続の間、付添いなど被害者に対する精神的な支援を行っている。

また、シンガポールでは、下級裁判所（家庭裁判所）に裁判所カウンセリング部が置かれ、家庭内暴力問題に関する研修や啓蒙活動を行うほか、家庭裁判所内に医療クリニックを設置している。同クリニックは、98年末に開設され、女性医師協会(Association of Women Doctors)に所属する医師がボランティアで勤務し、家庭内暴力の被害者に対し無料で診察を行い、保護命令の請求に必要な診断書の作成を行っている⁴¹。さらに、99年、裁判所内に託児所が設けられ、裁判所を訪れた関係者が、審理や手続の間、子供を預けることができるようになったことは⁴²、家庭内暴力被害者にとっても有益であろうと思われる。

マレーシアの家庭内暴力法には、保護命令関連の規定以外に、家庭内暴力の被害者による損害賠償請求に関する規定（家暴法10条）や被害者の支援活動に関する規定（同19条）が置かれている。特に、告訴提起における援助、交通手段の提供、権利告知、エスコート・サービスなど家庭内暴力被害者に対する支援活動が警察官または社会福祉省職員の職務であることを明記している。しかし、警察による被害者支援体制が未だ十分でないことから、家庭内暴力被害者の保護や支援は、専ら社会福祉省の事務所や民間団体に委ねられているのが現状である。

3 台湾～家庭内暴力防止法～

1998年、台湾において家庭内暴力防止法（以下、防止法という）が成立した⁴³。同法のうち、総則ほか一部の規定は公布とともに即時施行され、民事や刑事手続に関する規定については、公布から1年が経過した99年6月から施行されている。防止法は、「家庭平和の促進、家庭内暴力行為の防止及び被害者権益の保護」（防止法1条）に必要な行政、民事、刑事の各分野における措置や処分を規定する総合的な立法であることを特色とし、この点で、民事的な禁止命令を中心とする香港、シンガポール、マレーシアの立法とは一線を画す。

（1）民事法上の保護～保護令～

防止法は、民事的な措置として、裁判所による通常保護令と一時保護令の手続を定めている。要件となる家庭内暴力は、「家族構成員間で行われた身体又は精神を不法に侵害する行為」（防止法2条）とされている。従って、単に身体への侵襲だけでなく、精神的虐待やハラスメントに該当するような行為や態度までもが対象となる。家族構成員

⁴¹ Singapore Judiciary Annual Report 1998 at 34, 69.

⁴² JUDICIARY REPORT 1999, *supra* note 22, at 90.

⁴³ 家庭内暴力防治法（中華民國87年6月24日總統令公布）。

は、配偶者、事実上の婚姻関係を有する者、家長、家屬⁴⁴、直系血族、直系姻族、4親等以内の傍系血族または傍系姻族をいう(同3条)。現在、これらの関係にある者は勿論、過去にそうした関係を有していた者も全て含まれるため、保護の対象は極めて広範なものとなっている。

請求権者たる被害者の範囲には特に制限がないため、前述した家族構成員であれば保護令を請求することができる。被害者が未成年者か心身に障害のある者である場合や代理人に委任することが困難な場合には、被害者の法定代理人、三親等以内の血族または姻族が法院に保護令を請求することができる(同9条3項)。さらに、検察官、警察、直轄市や県などの地方政府にも請求権が与えられている。従って、家庭内暴力を認知した捜査機関や被害者から相談を受けた福祉機関なども、被害者に代わって保護令を請求することができる。請求は、書面で行うことを原則とするが、被害者が家庭内暴力を受ける急迫した危険がある場合には、検察官、警察、地方政府に限って、口頭やファックスなどでも請求することができ、夜間や休日の請求も可能である(同11条)。

法院は、職権により、証拠調べをすることができるほか、必要に応じて証人尋問をすることもできる(同12条2項)。その際、被害者や証人の安全を確保するための環境や措置を行わなければならない(同18項)。また、審理を終了する前に、法院は、地方政府や社会福祉機関の意見を聴取しなければならないものとされている。なお、保護令請求事件の審理は非公開である。(同12条1項)。

通常保護令の内容は、暴力や迷惑行為を禁ずるものから、連絡禁止、住居からの退去、住居・学校・職場など特定の場所への接近禁止、未成年の子との面会・交際制限、一定費用の支払い、受講命令まで多岐に渡っている(同13条)。このうち、加害者に対して薬物断絶治療、精神医学的治療、心理カウンセリングなどの受講を命ずることができる点は、マレーシアやシンガポールの制度とも類似している。これは、単に被害者の一時保護に止まらず、家庭内暴力の解消という機能までも保護令に求めるものである。

通常保護令の期間は発付から1年以内とされるが、1回に限り、1年以内の期間で延長が可能である(同14条)。また、通常保護令は、その期間内に裁判所の本訴たる裁判が確定した場合、失効する。

一方、法院は、審理手続を経ずに、または審理を終了する前に、請求により、一時保護令を発することができる(同15条)。特に、被害者が家庭内暴力を受ける急迫した危険があるため、捜査機関や地方政府が口頭またはファックス等で一時保護令の請求をした場合、法院は、正当な理由がある場合を除き、4時間以内に一時保護令を発付しなければならない。このときは、警察官が法廷に出頭し、または電話で家庭内暴力の事実を陳述しなければならない。保護令も、ファックスなどの方法で警察に送付することが認められている。これらの規定によって、迅速な一時保護令の発付が可能となっており、

⁴⁴ 家、家長、家屬の定義については、中華民法第4編親屬(中華民國19年12月26日國民政府公布)1122条・1123条を参照のこと。

マレーシアのように一時保護命令手続が遅延するといった事態を回避することができる。

保護令の執行は、警察が行う（同20条）。警察は、保護令に基づき、被害者または加害者の住居に着くまで被害者を保護し、住居や自動車その他の必需品を安全に占有することができるようにしなければならないが、一時保護令が発せられる前でも、被害者や家族構成員を保護するのに必要な安全措置を取らなければならない（同40条）。シェルターや病院へ着くまで被害者等を保護したり、被害者に権利や支援の内容について告知するのも警察の職務とされている。なお、金銭給付に関する保護令は、債務名義として、裁判所に強制執行を請求することができる。

問題は保護令違反に対する制裁であるが、台湾の場合も、シンガポールやマレーシア同様、保護令違反罪として、刑罰が予定されている。しかも、法定刑は、三年以下の有期懲役、拘留⁴⁵、20万元以下の罰金またはその併科とされ（同51条）、シンガポールやマレーシアと比べた場合、重い自由刑が予定されている。但し、保護令違反罪の客体となる保護令は、暴力行為禁止、迷惑行為禁止、連絡禁止、退去命令、受講命令に限られる。

保護令の運用状況については、99年の司法業務概況によると⁴⁶、99年6月4日の施行から99年末までに地方法院が受理した保護令請求事件は5,058件であり、うち4,087件が処理されている。全体の6割強が被害者からの申請であるのに対し、3割が警察の申請によるものである。処理件数のうち、保護令が発付されたのが2,714件で、その内容は、暴力行為禁止、連絡禁止、接近禁止が上位を占めている。

（2）刑事手続上の保護

防止法は、故意の家庭内暴力により他の法令に定める罪を犯す行為を家庭内暴力罪と規定し（同2条）、この家庭内暴力罪か保護令違反罪に対する刑事手続の特例を定めている。

まず、加害者を保釈または釈放する場合、暴力行為禁止のほか、退去命令、迷惑行為禁止、連絡禁止など一定の遵守事項を付することができる（同23条）。検察官または法院は、当事者の請求または職権により、これらの遵守事項を取消し、または変更することができるほか、被告人が遵守事項に違反した場合にも、原処分を取消し、適当な処分を科すことができる（同24条）。勾留停止の決定の場合も、保釈の場合と同様の規定が適用される（同25条）。

さらに家庭内暴力罪や保護令違反罪に対する刑の執行を猶予する場合には、必ず保護観察（保護管束）に付さなければならないが、その際、暴力行為禁止、退去命令、迷惑行為禁止、連絡禁止など一定の遵守事項を付することができる（同30条）。保釈の遵守事項と

⁴⁵ 拘留（拘役）とは、1日以上2月未満の自由刑である（中華民國刑法33条4号）。

⁴⁶ 司法部「司法院暨所屬機關業務概況」<http://www.judicial.gov.tw/juds/>。

異なるのは、加害者に対し、薬物断絶治療、精神治療、心理カウンセリングその他の治療や指導などの受講を命ずることができる点である。保護観察対象者が遵守事項に違反し、且つ、事案が重大である場合には、執行猶予が取消される。

被害者に対する刑事手続上の配慮もなされている。まず、先の保釈や勾留停止に遵守事項を付す処分や決定を行う場合、処分や決定の書面を、被告人のみならず、被害者にも送達するものとされている（同26条）。さらに、家庭内暴力罪や保護命令違反罪事件における起訴状、不起訴裁定書および判決書は被害者に送達しなければならない（同30条）。公判でも、家庭内暴力罪や保護令違反罪の告訴人は、検察官か法院が本人の出頭が必要であると認める場合を除いて、公判に代理人を在廷させることができる（同28条1項）。さらに、精神障害のある被害者や16歳未満の被害者に対する証人尋問を法廷外で行ったり、被害者と被告人の間で適当な遮蔽（隔離）措置を取ることも可能である（同2項）。これらの措置は、性犯罪の被害者に対しても認められているものである⁴⁷。但し、家庭内暴力被害者の場合、性犯罪被害者と異なり、いわゆるビデオ・ライブ方式による証人尋問は認められていない。また、刑務所長は家庭内暴力罪または保護令違反罪の受刑者の出所日や逃走の事実を被害者に通知しなければならないとしている点が注目される（同34条）。

（3）行政上の保護措置

防止法により、内政部と地方政府に家庭内暴力防止委員会が設置され、家庭内暴力の防止に関する法規と政策の立案・検討、関係機関の調整・監督指導・監察・サービス向上、家庭内暴力防止に関する大衆教育の実施、被害者保護計画・加害者処遇計画の調整、公私立の機関による家庭内暴力処理手続の制定、家庭内暴力防止教育の推進に対する協力、家庭内暴力に関する総合資料の整備・提供を行っている（防止法5条・7条）。さらに、地方政府には、24時間ホットライン、被害者の心理カウンセリング、就職・住宅支援、緊急保護、法律扶助、24時間緊急援助、診察・診療への協力など被害者への支援活動のほか、加害者への指導や治療の仲介を行う家庭内暴力防止センターが設置されている（同8条）。

さらに、医療、社会福祉、臨床心理、教育、保健体育、警察関係者および家庭内暴力の防止に関わる者に対しては地方政府に対する家庭内暴力事件の通報義務を課している。この通報義務は刑罰で担保されており、これに違反した場合、6,000元以上3万元以下の過料（罰鍰）に処せられる（同51条2項）。但し、医療関係者が、被害者の身体に対する緊急の危難を避けるために犯した違反は例外とされている。因みに、病院や診療所は、家庭内暴力の被害者に対し、故なく診療や診断書の作成を拒否することができず（同42条）、これに違反した場合にも過料が予定されている（同51条3項）。このように、台湾では、民事および刑事法上の手続による被害者保護と並んで、地方政府を中心とした行政機関によ

⁴⁷ 性侵害犯罪防治法（民國86年1月22日總統令公布）15条。

る被害者支援ネットワークの構築を目指している。

4 韓国～家庭内暴力対策関連二法～

家庭内暴力など女性に対する暴力の被害者保護を目的とした社会運動は、一般に、女性団体の活動に依るところが大きい。韓国もその例外ではない。特に、韓国では、1987年、23の女性団体による韓国女性団体連合が発足してからは、女性の権利確立と地位向上を目的とした立法活動が展開されている⁴⁸。その成果の一つが、1994年の性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律である⁴⁹。また、1995年に成立した女性発展基本法では、性暴力犯罪の予防や被害者の保護と並んで、家庭内暴力に対する施策が国と地方自治体の責務であることが謳われている（25条2項）。こうした女性団体による立法運動のなかで1997年に成立したのが、家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法⁵⁰—以下、処罰法という—と家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律⁵¹—以下、保護法という—の家庭内暴力対策関連二法である⁵²。

(1) 処罰法の特徴

処罰法は、被害者の一時的な保護を図りながら、環境の調整と加害者の矯正を通じて、「家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成する」ことを目的としている（処罰法1条）。香港、シンガポール、マレーシアの家庭内暴力関連法で採用されている禁止命令が被害者の一時的な保護という限定的な機能しか果たすことができず、かといって、自由刑を中心とした伝統的な刑罰では、被害者の保護には資するものの、却って家庭そのものの崩壊につながる可能性が高い。そこで、刑事手続や民事手続とも異なる家庭保護事件手続という特別手続を刑事司法制度内に創設し、被害者の保護と加害者の矯正によって家庭の再生を図ろうというのが処罰法の基本的理念である。即ち、処罰法は、被害者の一時的な保護に止まらず、家庭内暴力の根本的解決をその最終目標とするものであ

⁴⁸ 韓明淑（山口明子訳）「韓国の女性政策決定過程における女性運動の役割—「性暴力特別法」制定運動の事例を中心として—」女性学5号（1997）93頁以下。

⁴⁹ 1994年1月5日法律第4702号。1995年1月5日改正時点の邦訳が、張明子訳（趙均錫・浅野義正監修）「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律（性暴力特別法9）」女性学5号（1997）108頁以下に、また1998年12月28日改正時点の邦訳が、法務総合研究所『研究部資料44』（1999）にある。

⁵⁰ 家庭暴力犯罪의 處罰 등에 관한 特例法（1997年12月13日法律第5436号）。99年1月21日に一部改正が行われている。

⁵¹ 家庭暴力防止 및 被害者保護 등에 관한 法律（1997年12月31日法律第5487号）。これら2法の邦訳が、拙訳「韓国・家庭内暴力対策関連2法〔邦訳〕」法学研究71巻12号（1998）61頁以下、法務総合研究所『研究部資料44』（1999）にある。

⁵² 処罰法の概要については、拙稿「韓国における『家庭暴力犯罪処罰特例法』の概要—家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して—」更生保護と犯罪予防133号（1999）8頁以下を参照されたい。